

令和2年5月22日

「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定について

本日、「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。

1. 本政令の趣旨

国民生活安定緊急措置法(以下「法」という。)第26条第1項では、「物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、別に法律の定めがある場合を除き、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該生活関連物資等の割当て若しくは配給又は当該生活関連物資等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる」と規定されています。

法の規定に基づき、消毒等用アルコールを不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した消毒等用アルコール製品の譲渡を禁止する必要があるため、必要な措置を講ずるものです。

2. 本政令の概要

法第26条第1項及び第31条の規定に基づき、以下を定めます。

(1) 法第26条第1項の政令で指定する生活関連物資等に、消毒等用アルコール※を追加すること。

※消毒等用アルコールとは、「アルコール(これを含む製剤を含む。)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品以外のものにあつては、アルコール分(温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。)が六十度以上のものに限る。)であつて、消毒等(消毒、殺菌その他これらに類する行為をいう。)に使用されることが目的とされているもの(これを染み込ませた脱脂綿、紙、不織布その他の材料を含む。)」をいう。

(2) 消毒等用アルコールを不特定の相手方に売り渡す者から消毒等用アルコールを購入した者は、当該購入した消毒等用アルコールの譲渡(不特定又は多数の者に対し、当外消毒等用アルコールの売買契約の申込み又は誘因をして行うものであって、当該消毒等用アルコールの購入価格を超える価格によるものに限る。)をしてはならないこと。

(3) 規定違反を罰則の対象にすること。

(4) 施行日以前に締結された売買契約による譲渡については、罰則規定を適用しないこと。

3. 今後の予定

公布：令和2年5月 22 日（金曜日）

施行：令和2年5月 26 日（火曜日）

【本件に対する問合せ先】

消費者庁参事官（調査・物価等担当）付

担当：久保、真角

電話：03-3507-9177（直通）

FAX：03-3507-9286